

令和5年4月1日から

特定福祉用具購入、住宅改修の申請方法が変わります。

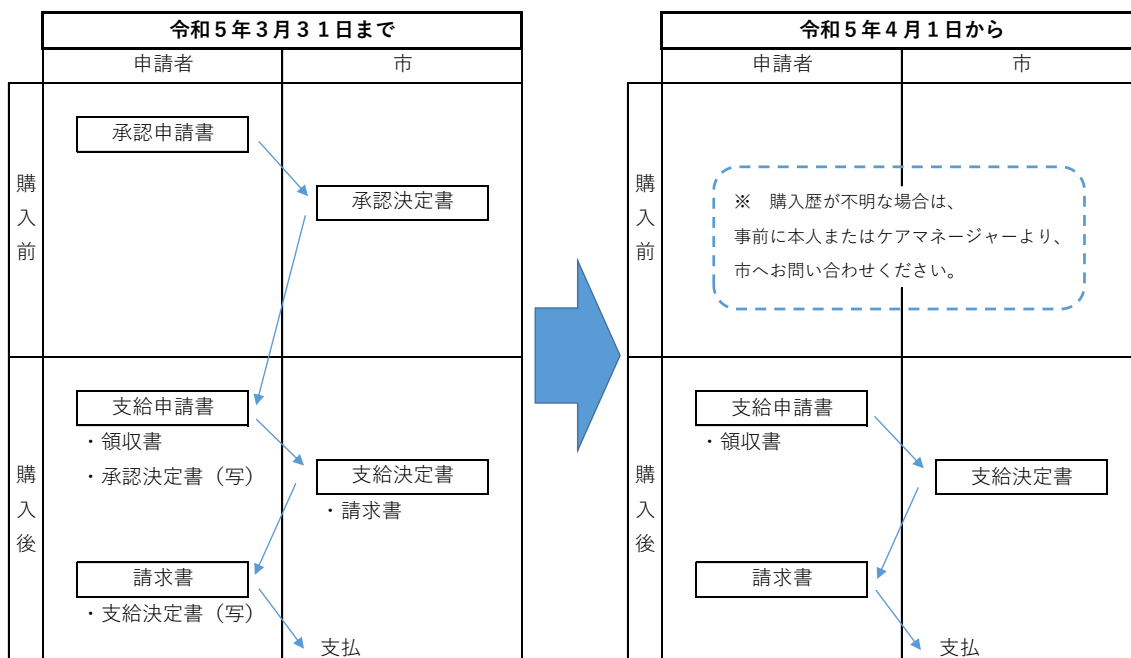
書類の簡素化、事業所の事務負担の軽減を図るため、福祉用具購入と住宅改修の申請手続きの流れを変更します。

①特定福祉用具購入

★購入前の承認申請が不要となります

- ・ 購入前の承認申請は不要で、購入後に支給申請をしていただきます。
- ・ 原則、同一品種の再購入は認められませんので、購入歴が不明な場合などは事前に本人又はケアマネージャーが市へお問い合わせください。
- ・ 請求の際に、決定通知書が必要でしたが、今後は決定通知書の提示は不要です。
- ・ 請求書はホームページからダウンロードできます。

【福祉用具】



各様式は、糸島市 HP「令和5年4月1日から特定福祉用具購入、住宅改修の申請方法が変わります」もしくは「糸島市介護保険 様式集」よりダウンロードできます。

お問い合わせ先：糸島市 介護・高齢者支援課 介護給付係 ☎ 092-332-2070

令和5年4月1日から

特定福祉用具購入、住宅改修の申請方法が変わります。

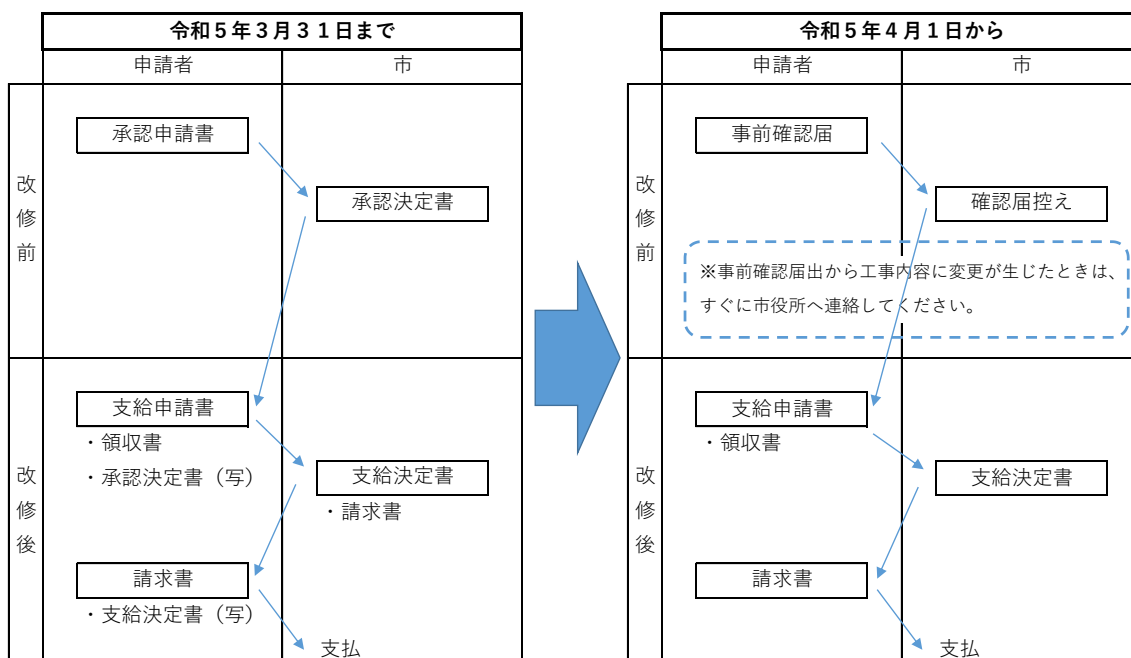
書類の簡素化、事業所の事務負担の軽減を図るため、福祉用具購入と住宅改修の申請手続きの流れを変更します。

②住宅改修

★承認申請の手続きがなくなり、申請の様式が変わります

- 承認申請書の代わりに、事前確認届を提出していただきます。
- 内容の確認が完了したら、市から承認決定通知書の代わりに確認届の控えで通知します。これは原則、事前確認届の提出者宛にお送りします。（委任状は不要です。）
- 支給申請の際に承認決定通知書、請求の際に支給決定通知書が必要でしたが、今後は決定通知書の提示は不要です。
- 請求書はホームページからダウンロードできます。

【住宅改修】



各様式は、系島市 HP「令和5年4月1日から特定福祉用具購入、住宅改修の申請方法が変わります」もしくは「系島市介護保険 様式集」よりダウンロードできます。

お問い合わせ先：系島市 介護・高齢者支援課 介護給付係 ☎ 092-332-2070